

幸手市地域公共交通計画策定の進捗状況について

1 地域公共交通計画とは

- ・「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下、活性化再生法）」に基づく計画。
- ・「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにするための計画。
- ・活性化再生法第5条第1項により地域公共交通計画策定が努力義務となった。
- ・地域公共交通計画と国の補助制度が連動化され、地域公共交通計画の作成及び計画における補助系統等の位置付けが補助要件となった。
このため、幸手市が地域内フィーダー系統補助金の交付を今後も継続して受けるためには、令和7年度事業の認定申請の提出期限（予定：令和6年6月）までに計画の作成、国への提出が必要となっている。
- ・計画の作成及び実施に必要な協議等は、活性化再生法に基づく法定協議会（＝地域公共交通会議）で行う。

2 地域公共交通計画の基本記載事項（活性化再生法第5条）

記載事項	概要
①基本的な方針	計画が目指すべき将来像と、その中で公共交通が目指すべき役割を明確化し、取組の方向性を定める。また、まちづくり、観光振興等の様々な分野との連携を整理する。
②計画の区域	当該地域の交通圏の範囲を基に計画の区域を設定する。
③計画の目標	基本的な方針に即して目標を設定する。
④事業・実施主体	目標達成のために提供されるべき地域旅客運送サービスの全体像・具体的なサービス水準を定める。併せて、その実現に必要な事業・実施主体を整理する。
⑤計画の達成状況の評価	達成状況の評価計画と評価を踏まえた見直し方針を立てる。
⑥計画期間	原則5年程度であるが、地域の実情に合わせて設定する。
⑦その他	その他、基本方針に基づき記載すべき事項があれば記載する。

3 計画策定に向けての進捗状況

(1) 国庫補助金交付決定

令和5年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域公共交通計画調査事業)
補助額 2,500,000円(補助対象経費 11,550,000円) R5.5.11 交付決定

(2) 地域公共交通計画策定業務(委託契約)

契約相手方 八千代エンジニアリング株式会社 関東センター
(越谷市、上尾市、加須市等の計画を策定済み)

契約額 8,690,000円(消費税込み)

履行期間 令和5年5月19日から令和6年3月10日まで

(3) 公共交通に関するアンケート等の実施

①実施済

- ・市民アンケート(無作為抽出2,000人中741人より回答)
- ・民生委員児童委員アンケート(80人中45人回答)

②常時実施

- ・市内循環バス利用者アンケート(令和4年4月～ 90人回答)
- ・運転免許返納者アンケート(令和5年1月～ 26人回答)

4 今後の予定

令和5年6月～	市内循環バス乗降調査(OD調査) 鉄道利用者アンケート 公共交通事業者へのヒアリング調査 アンケート結果のとりまとめと分析 上位・関連計画との位置づけの整理 市内公共交通の現状、地域特性、課題分析 市が目指す交通ネットワークと実現のための取組の検討
令和5年8月～9月	地域公共交通会議(アンケート調査結果と課題の報告)
令和5年11月	地域公共交通会議(計画素案検討)
令和5年12月	地域公共交通会議(計画素案決定)
令和6年1月	パブリックコメント実施
令和6年2月	地域公共交通会議(計画決定)

※ 委託業者は、資料の作成や会議への出席、会議録作成など、計画策定に必要な支援を随時実施